

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いする主な場合
<p>住宅内生活用動産(国内のみ)補償 (注)</p> <p>物の損害の補償</p>	<p>【①損害保険金】 (1)損害保険金 日本国内に所在する被保険者(※1)の居住の用に供される加入依頼書等記載の建物(※2)に収容されている被保険者が所有する生活用動産(※3)について、日本国内における偶然な事故によって生じた損害に対して、再調達価額(※4)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、住宅内生活用動産の保険金額を限度とします。 (※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア.本人 イ.本人の配偶者 ウ.本人またはその配偶者の同居の親族 エ.本人またはその配偶者の別居の未婚の子 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (注)加入依頼書等記載の建物(※2)に収容されている生活用動産が対象になりますので、それ以外の単身赴任先・就学に伴う下宿先等の建物に収容されている生活用動産は対象になりません。 (※2)「建物」とは、被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の住宅建物をいいます。土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塙、垣、タンク、サイロ、井戸、物干、外灯設備等の屋外設備・装置を除きます。 (※3)「生活用動産」とは、生活の用に供する家具、什器、衣服、その他の生活に通常必要な動産をいい、物置、車庫その他の付属建物に収容される生活用動産ならびに敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車を含みます。 (※4)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 (注1)生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等に盗難による損害が生じた場合、合計して5万円を損害額の限度とします。 (注2)貴金属等の場合は時価額とし、1個または1組の時価額が30万円を超える貴金属等の場合は30万円を損害額の限度とします。 (2)費用保険金 ①臨時費用保険金 (1)の損害保険金をお支払いする場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対し、臨時費用保険金</p>	<p>として損害保険金の10% ②残存物取片づけ費用 (1)の損害保険金をお支払いする損害保険 ③失火見舞費用保険金 保険の対象または保険または汚損が生じた場合 得た額をお支払いします する額を限度とします。 (※1)「被災世帯」とは、 (※2)「再調達価額」とは、 (注)次のものは保険の対象 ■携帯電話・スマートフォン ■義歯、義肢、コンタクト ■動物、植物等の生物 ■自動車、船舶(ヨット、 ■通貨等、有価証券、預 等に盗難による損害が ■クレジットカード、ロー ■ローンその他の無 ■商品・製品等 ■業務用の什器・備品等 ■テープ、カード、ディスク</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いする主な場合
<p>個人賠償責任(国内外)補償 (注)</p> <p>賠償責任</p>	<p>日本国内または国外において、被保険者(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者(※1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品)^{※2}を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入りしたことなどにより電車等^{※3}を運行不能にさせた場合 (※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア.本人 イ.本人の配偶者 ウ.本人またはその配偶者の同居の親族 エ.本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ.本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ.イ.からエ.までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※2)次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノートパソコン、デジタルカメラ、デジタルレコーダー、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準する物 ・動物、植物 ・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他のローンその他の無人航空機および模型航空機なら ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミング)を 険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 (※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等</p>	<p>のをいいます。 (※2)次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノートパソコン、デジタルカメラ、デジタルレコーダー、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準する物 ・動物、植物 ・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他のローンその他の無人航空機および模型航空機なら ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミング)を 険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 (※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等</p>

(注)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
(※2)1契約のみに補償特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることをあらかじめご了承ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

用語のご説明

【先進医療】 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術を行います。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となる場合があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/kenkou_01.html)

【治療】 医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。その他の医師による治療をいいます。

【通院】 病院もしくは診療所に通い、または往診により、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のための通院をいいます。

【入院】 自宅等での治療が困難なため、病院または診療所をいいます。

【配偶者】 婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)をおいいます。
(※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていない事実上の配偶者をいいます。

ご加入に際して、特にご注意ください

1.クーリングオフ
この保険は生活協同組合コープがごしまを保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2.ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
★被保険者ご本人の職業または職務
★他の保険契約等(※)の加入状況
(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3.ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取りたい加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の手続きを完了してください。
●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください(被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)については、お問い合わせください。)
●被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分)の手続方法につきましても、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご加入の審査に時間がかかる場合があります。あらかじめご了承ください。
●重大事由による解除等)
●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険金の請求を拒否する目的でケガをさせた場合や、他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取りたい加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の手続きを完了してください。
<この身体障害または疾病の影響>
●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いしません。
4.責任開始期
保険責任は保険期間初日の午後4時に始まり、その後、ご加入の日の翌日から開始されます。
*中途加入の場合は、毎月10日までの受付分は受取開始日から開始されます。
5.事故がおきた場合の取扱い
●事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたはご加入の窓口までご連絡ください。その日を含めて30日以内にご通知がない場合は、ご加入の窓口までご連絡ください。
●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、ご加入の窓口までご連絡ください。その日を含めて30日以内にご通知がない場合は、ご加入の窓口までご連絡ください。
●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、ご加入の窓口までご連絡ください。その日を含めて30日以内にご通知がない場合は、ご加入の窓口までご連絡ください。
(注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内で発生した事故の解決にあたるサービスをご提供にあたっては、被保険者およびご加入の窓口までご連絡ください。
●被保険者の負担する法律上の損害賠償責任(損害賠償)に関する訴訟が日本国外の裁判所